

八代市営住宅消防設備点検業務

1. 対象設備等の内訳

- ・別添「消防設備の数量・設置箇所」、「消防設備の製造社名・型式・製造年等」及び「消火器の数量、設置場所」のとおり。

2. 業務内容

- ・別添「消防設備の数量・設置箇所」、「消防設備の製造社名・型式・製造年等」に記載のある設備について、消防法第17条の3の3の規定により保守点検業務を行う。
- ・機器点検（6カ月に1回）
機器点検・・・消防用設備等（別紙消防用設備等内訳）の種類に応じ、消防用設備等の適正な配置、損傷、機能について、告示に定める基準に従い、外観又は簡易な操作により確認する。
- ・総合点検（1年に1回）
総合点検・・・消防用設備等の全部又は一部を告示に定める基準に従い、作動させ、総合的な機能を確認する。
- ・消火器・・・使用期限が近づいた消火器、または不良の恐れがある消火器の交換。